

令和8年6月18日

総務部長 武富 将志
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、6月18日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
前田建設工業株式会社 （東京都千代田区富士見二丁目10番2号）	令和8年6月19日 ～令和8年8月18日 （2か月）

2 理由

前記の事業者の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。

なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。